年　　月　　日

墓地等（経営・変更）計画協議書

豊見城市長　　殿

協議者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称、代表者の氏名及び電話番号

　豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第11条第２項の規定により、次のとおり協議します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 協議の区分 | □経営許可（新設）　　□変更許可（拡張・縮小） | | | | |
| 墓地等の名称 |  | | | | |
| 墓地等の所在地 |  | | | | |
| 墓地等の区域 | 番　　～　　　番　　（面積　　　㎡） | | | | |
| 地目 |  | | | | |
| 土地の状況 | 所有権　有・無　　　抵当権の設定　有・無  法令の規定による指定等の状況 | | | | |
| 墓地等の概要 |  | | | | |
| 標識設置予定日 | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 説明会開催予定日 | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 説明会不参加者に対する個別訪問の予定期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 | | | | |
| 近隣住民等の意見申出受付予定期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日  （　30日間　・　45日間　） | | | | |
| 申請予定日 | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 工事の予定期間 | 着工 | 年　　月　　日 | 完成 | 年　　月　　日 |

※１　「標識設置予定日」欄には、この協議書を提出後速やかに設置することができる日を記載してください。

※２　「説明会不参加者に対する個別訪問の予定期間」欄には、説明会開催後14日以内に終えることができる期間を記載してください。

※３　「近隣住民等の意見申出受付予定期間」欄には、説明会及び個別訪問後に提出する説明会等実施概要書の縦覧期間（30日間）を想定して記載してください。ただし、説明会を開催しない場合は、標識設置日から45日間を想定して記載してください。